

第一回 國會議院 運輸及交通委員會會議錄第三十三号

昭和二十二年十一月六日(木曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 正木 清君

理事 高瀬 傳君 堀野 宗義君

理事 前田 郁君

重井 鹿治君 島上善五郎君

館 俊三君 成重 光貞君

志賀健次郎君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

小笠原八十美君 田村 虎一君

高橋 英吉君 木下 榮君

前田 正男君

出席政府委員 運輸事務官 堀野 基秀君

委員外の出席者 専門調査員 岩村 勝君

本日の會議に付した事件

道路運送法(内閣提出)(第四七號)

地方鐵道法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第八一號)

○正木委員長 會議を開きます。

これより地方鐵道法の一部を改正する法律案を議題として質疑にはいります。質疑はこれを許します。重井鹿治君。

○重井委員 この間運輸大臣から大體の説明がありました。補足的にその關係の局長の方からもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○郷野政府委員 それでは私から一應地方鐵道法の一部を改正する法律案につきまして補足的に御説明申し上げたいと存じます。

索道の行政事務につきましては、昭和三年に逕信省から當時の鐵道省に移管せられまして、これに關する監督の規則も昭和二年の逕信省令第三十六號の索道事業規則をそのまま踏襲いたしまして今日に至つておるのであります。現在索道の企業といたしましては、戦争のため廢止を餘儀なくせられたものもございまして、その數も全國的には多いわけではございませんが、營業用の索道が十二、専用索道が二十五ございまして、今後資材や資金が融通できるようになりますれば、鐵道に比べまして施設は簡易でございまして、建設費もまほと多額を要しませんので、相當地方的に發展を見るものと豫想せられるのでございまして。また運送設備は大して大なるものでございまして、公共的な事業でありまして、特に危險防止の點から十分の監督を必要とすることは申すまでもないのでございまして。しかるに、索道事業規則は法律に根據のない省令でございまして、御承知のごとく昭和二十二年法律第七十二號の規定によりまして、本年末をもつてその效力を失うことに相なるのでございまして。政府におきましては、索道は地方鐵道と同様に、道路を使用いたしません運送施設でございまして、これら類以外の施設による運送事業を一つの體系にまとめまして、現在の地方鐵道法を民主的なものに改正いたしまして、準備のでき上り次第、國會に提案いたしますように準備の研究をいたしておりますことは、

運輸大臣から御説明のございました通りでございまして、ただその改正に至るまでの間、短期間とは申しながら、索道事業規則の失効によりまして、何ら監督の規定がないということになりましては、公共の福祉の維持並びに危險防止の點からいまして、遺憾でございまして、現在専用鐵道規定の例もございまして、暫定的な措置をいたしまして、地方鐵道法の第一號の第三項に索道に關する規定を入れまして、詳細の規定は命令に譲ることにしていただきたく考えておるのでございまして。委任せられます命令におきましては、暫定的なことでもございまして、現在の索道事業規則を整備いたしましたして、ほほ同様の規定を置くことにいたしたいと考えております。

次に第二十九條の規定でございまして、これは地方鐵道業者の軍用義務の規定でございまして、新法の施行に伴いまして當然その效力はなくなりまして、この際併せて削除いたしまして整備したいと考えております。

なお附則におきましては、この法律の施行期日を明年の一月一日といたしましたのは、現在の索道事業規則が本年末まで有効でございまして、その關係からさういふにいたした次第でございまして。

○正木委員長 次の質疑はありませぬか。

○小笠原委員 この地方鐵道の問題で簡単に承つておきます。國鐵のよう

に、經營合理化問題で赤字補填のためいろいろ御心配をなされ、またわれわれとしても、それについてはいかんにして補填すべきやということが重大問題である。内部整理によるか、あるいは一般國民の負擔によるか、あるいは値上げによるかというの重大問題で、これすらまだ逕信省の方において方針をきめておらぬ。今日物價騰しかり、大藏省しかりというふうな状態

で、國民を迷わせておる。しかしながらこれは國家であるがゆえに、一般財政の方から補填して、辛うじて間に合

わしておるのでありますが、地方鐵道の方の會社は一月遅れたら皆破産の状態になるのであります。それを監督して

おるあなた方は、悪いところだけを監督するということではなくて、實際經營面について何か御方針が確立してなければ、事業家は皆倒れるという状態にあるのであります。この問題について、自分の國鐵のとは私鐵會社の方

は、これは姉妹會社と申しますか、交通關係、小運搬等と同じことで、いろいろな細胞關係において密接な關係にあるその方面の地方鐵道の經營に對して、こういう物價がますます暴騰す

る、資材で困難をするというふうな場合におきまして、何かここに御方針を立てておかなければならぬので、この法律の改正は小部分でありますけれども、これは重大問題であるから、その點は何か御研究なされておられる

か、また近い將來において、その研究の結果を發表する段取りに至つておら

れるのであるか。その點を御發表願いたいと思ひます。

○郷野政府委員 お答え申し上げます。地方鐵道の經營の状況につきましては、先般七月に運賃の改正を見まして、また本年度の物價の割當の計畫におきまして、地方鐵道の線路の狀態が非常に悪い。またこれが輸送力の確保の上におきまして相當憂慮せらるべき状態にあることを考えまして、この點につきましても、經濟安定本部の割當、また鐵道總局との間に打合せをいたしまして、國有鐵道の古レールをまわして、鋭意資材の確保につきまして

も努力を進めております。運賃の問題につきましても、この七月に改正をいたしまして、貨物關係は國有鐵道と同じように三倍半、旅客運賃につきましては二倍半ないし四倍半の値上げをいたしましたのでございまして、その後の物價が新しい價格體系によつてきまつてまいります。實情を見ますと、その當時運賃値上げの基礎に使用した物價と相當開きが出てまいつておるような次第でございまして、その後また運賃の點におきましても、必ずしも豫定通りの増進を見ないというふうなものもございまして、經營につきま

しては、今なお非常に困難な状態が続いております。従いまして、私どももいたしましては、ただいまこの現状を基礎といたしまして、あらゆる方法を講じまして、經營の合理化をはかつて

もらうということはもちろん前提とい

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

は、經營の合理化をはかつて

たしておられますが、經營の實情に合
 いました運賃の改正ということも、こ
 の際必要ではないかというふうにお考
 えておられます。しかしながら、運賃の問
 題は國民生活また國民經濟の全體に及
 ぼす影響がはなはだ重大でございます
 ので、慎重にその後の實情をただい
 ま調査いたしておるのでございます。
 この點につきましては、政府部内關係
 の部局におきまして、それ〴〵打合せ
 をいたしておられますが、特に貨物の運
 賃につきましても、相當に無理がある
 ように考えられております。また石炭
 を運轉の動力に使つてゐる地方鐵道に
 おきましては、石炭價格の關係から特
 に經營が困難のようによつておられ
 ます。従いまして、これらの事情をと
 りまゝとしまして、これにつきまして結
 論を得ましたならば、この運賃の面か
 らも眞にやむを得ない部分につきま
 しては是正をいたしましたか、かよう
 に考えまして、關係の向きと今後十分
 に交渉をいたしたいと存じておるので
 ございます。なお運賃の關係からのみ
 でなく、資材の面におきましても、で
 きるだけ正當な配給の方法によりまし
 て、必要な資材を必要な限度におき
 まして確保できるように、今後におきま
 しても十分の努力をしてみたいとい
 考えております。

〇小笠原委員 たいだいま局長の御説明
 を伺いましたが、局長の立場として
 は、大體そういう事務的な方針の御答
 辯しかできないと私も思うのでありま
 す。かりに經營ができないというお言
 葉を一つ拜借して解釋いたしましたも
 も、省營の方の經營合理化の實體が具
 體化しない以上、私設鐵道の經營合理
 化は現われるわけではない。現在一般會

計から繰入れをして赤字を補填して
 る以上、國庫が私設鐵道に對して補助
 するということであるならばわか
 るが、補助がなくて内輸でからくりをす
 るということになれば、自然どうして
 も運賃の値上げをしなければならぬと
 いうことになるので、お言葉の一端に
 あるように、輸送關係の貨物の方か何
 かにおいて補わなければならぬと思
 うのであります。しかしながら、今日の
 國民の經濟状態において、世論は運賃
 の値上げに非常に神經過敏になつてお
 りますので、いかにして私設鐵道だけ
 運賃を値上げして、國民一般の生活状
 態と戦いをするかということ、私は
 労働問題以上の大きな問題であると思
 う。それだから私設鐵道はなか〴〵あ
 りなすか考えるように簡單にはいかに
 状態にある。従つて今日の狀態でお
 ならば、御方針がまららない以上は、
 思い切つて何割かの國庫補助をする
 いうところまで計畫するなり、内部整
 理はこういふようにするのだという標
 準を示されるなり、あるいはまた、こ
 れは一般會計から補填することはいか
 ぬから、どうしても利用者においてこ
 れを負担するのだというふうな解釋を
 與えないと、これは大きな國家の政治
 問題として取上げるにあらずんば、解
 決はつかない今日の狀態であるのであ
 ります。そこでこの速記の内容をよく
 大臣にお示しくださいまして、どうい
 う政治的方針でおられるか、無策であ
 るか、今研究中と云うかわかりませ
 んが、私は事務的の研究を必要としな
 い、ここに何か決定をしなければだめ
 だというふうにお考えしておりますので今
 局長の御答辯は重ねて要りませんから、
 近いうちに大臣から御答辯を何かの方

法によつてお示しあらんことをお願い
 いたします。
 〇正木委員 ほかにも御質疑はござい
 ませんが、本法案に對する質疑はこの
 くらいにして終了いたしました。討論
 を省略してただちに採決にはいりた
 と思ひますが、いかがでございますし
 うか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇小笠原委員 たいだいまの私
 對する大臣の答辯は、他の機會に何
 別の方法でもいかに御答辯して
 いただくことを條件といたしていただき
 ます。
 〇正木委員 小笠原君のたいだいまの
 御發言は委員長においてそのように取
 計らいます。御異議がないようであり
 ますから、地方鐵道法の一部を改正す
 る法律案に對する質疑は終了いたしま
 す。
 次いでお諮りいたしますが、討論を
 省略してただちに採決にはいりた
 と思ひますが、いかがでございますか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 それではたいだいまより
 道路運送法案を議題といたします。本
 案に對しましては、過日修正案起草
 委員會を設置いたしました。審議いた
 しておつたのでありまして、未だ修正
 も決定いたしておりませんが、この際
 小委員長より小委員會の審議の経過につ
 いて發言を求められておりますので、
 これを許します。高瀬傳君。
 〇高瀬委員 道路運送法案修正案起草
 委員會における審議は未だ結論に到
 達いたしません。今日までの審議経
 過を簡単に御報告申し上げます。
 小委員會は、去る十月二十二日以
 來、委員長私案を參考として、數回
 わたり熱心な討論を重ねてまいつた
 であります。そのうち議題となりま
 したおもなる點は、第四條に關する地
 方行政機構、第八條に關する道路運送
 委員會及び附則第一條に關する本法案
 行期日の三點であります。
 第一の點については、地方自治の
 強化と總合行政の觀點から、出先機關
 の新設には相當強い反對意見もありま
 したが、地方自治體の強化はわれ
 の理想とするところであるけれども、
 今日段階においては道路運送監理事
 務所を新設して、自動車行政を取扱
 しめることもやむを得ないといふこと
 に意見の一致を見ました。しかし自動
 車行政の執行にあつては、都道府縣
 知事との連繫を緊密ならしめるため、
 政府に特段の考慮を促すよう何らかの
 付帯決議を付する必要があるといふこ
 とになりました。但し貨物輕車運送
 事業については、その性質上、これを
 都道府縣知事をして取扱はしむべきで

あるといふ強い意見がありまして、こ
 の點については未だ意見の一致を見て
 おりません。
 第二の點については、道路運送委員
 會の委員は各都府縣より二人、委員の
 任期は三年としたいといふこと、従つ
 て委員の交代制に基き、最初の委員の
 任期に關する附則第十條の任期は二年
 未満とするに意見の一致を見てお
 ります。但し、官公吏の退職後の委員
 就任につき制限期間を設けること、及
 び既營道路運送事業と競争的または對
 立的立場にある者の委員就任禁止につ
 いても、この法律に明定すべきである
 という意見がありまして、これらの點
 については未だ意見の一致を見てお
 りません。
 第三の點につきましては、道路運送
 委員會に關する規定の施行期日は、委
 員の選挙準備の關係もあり、公布の日
 から四十五日以内に政令で定めるとい
 うことに意見の一致を見ました。また
 本法の最終の施行期日については二十
 三年三月十五日は遅きに失するとの意
 見もありましたが、結局三月十五日と
 することに意見の一致を見ておりま
 す。
 その他の點については一部字句の修
 正をするほか委員長私案に異議がない
 といふことになつております。以上によ
 つて一應の修正原案を作成し、未だ意
 見の一致を見ていない諸點について
 は、早急に審議を進めたいと考えてい
 る次第であります。
 なお、小委員會としては、慎重を期
 するため、關係筋との懇談を重ねてみ
 たのであります。道路運送委員は、や
 はり、各府縣一人で發足して爾後の運
 營を見たかどうかということ、委員の

計らいます。
 〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇正木委員 起立總員。上つて本
 案は原案の通り可決いたしました。
 なお衆議院規則第八十六條により、委
 員會が付託事件について審査または調
 査を終つた後は、議決の理由を附した
 報告書をつくり、委員長からこれを議
 長に提出することになつております
 が、委員長で作成することに御異議は
 ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

任期もいさ少し長い方が實情に適する
のではないかと、委員の資格
として官公吏及び競争關係ある者の取
扱方については、小委員の意見は適
當であること等の場合にになりました
ほか、道路運送監理事務所は、各現地
の輸送を一貫して取扱うのが、適當で
あつて、特に米穀、木材その他重要物
資の輸送を確保していかなばならぬと
いう現段階においては、道路運送を一
括して専門的に擔當させることは必要
であるとし、また自動車と輕車輛を別
別に取扱わなければならないという
理由もよく了解し得ないから、輕車輛の
業者なり、組合なりの意見を十分聽い
てから定めるというようなり方は賢
明ではないかということでありまし
た。右御參考までに御報告申上げま
す。

○正木委員長 諸君にお諮りいたしま
す。當委員會としてはたゞいまの小委
員會の委員長の報告を承つておくこと
にいたしました、本日の委員會を終り
たいと思ひますが、いかがですか。
○小笠原委員 今の報告に、まだまと
まらない點があるという御報告があつ
たが、私はせんだつての小委員會にお
いて、全部滿場一致で原案賛成とい
うことにとりまとめがついて、しかも委
員の選任について今争ひの關係にある
ものは、委員から除くことを、法律か
あるいは政令に織りこむということに
對しても、また滿場一致でまづつてお
る。大分そのときは民主黨の方でござ
ついたらけれども、とうとう田中君はそ
れをまとめるということとで、一致して
附帯決議ということになつて、申出が
あつたということに、私もはつきり記
憶するし、私の方の前田君もその通り

だと思ふ。どういふわけでもだま
らないということになつたのか、今の
點について明確にしたいだきたい。
○高瀬委員 たゞいま小笠原委員より
御質問がありました、私もだまもあの
非公式の會談においては、第四條に關
する限り、種々熱心な討議の結果、民
主黨側におかれましても打合せをなさ
れ、あの第四條の原案には全部御賛成
になつたと了解いたしました、過
日小委員會を開いた次第でございます
が、その際に原君より、その了解は實
は違ふのであるというような御發言も
ありまして、いろいろ伺ひましたこと
が、貨物輕車輛につきましても府縣
知事に任せるのが適當であるというよ
うな御意見であつたという申出があつ
た次第であります。そのとき、田中政
務次官も留守でありまして、民主黨
の御意向は原君を通して伺つただけで
あります、その點については、速記
をとつておりませんために、原君の了
解とわれ／＼の了解が多少食い違ひがあ
つたようであります。たゞいま小笠原
氏よりもそういうお話がございます、こ
が、われ／＼の方といたしまして、こ
の第四條に關する限りは、完全に意見の
一致を見たとはかり思つておつたので
ありますけれども、その點は違ふとい
う御意見がございまして、小委員長とい
はしましては、この點にかやうに打開
してよいか、はなはだ苦心している大
第であります。この際この委員會の各
位の御意見があれば、参考に何えれば
というようなこともありまして、た
だいまの中開報告を申し上げたのであ
りますが、小笠原委員の御質問につ
いては、私もさう了解しておつたわけ
であります。しかし民主黨の立場もこ

ざいますので、この際原委員からで
るとしては、いかかと思ひますが、い
かがですか。
○正木委員長 原君。
○原委員 小笠原委員のおつしや
る、民主黨の意見がまとまつていない
というような點について一言申し上げ
ておきます。過日の委員會會談後の懇
談會において申し上げましたことは、
この道路運送事業法の根幹であるいわ
ゆる道路行政をやる出先機關の問題に
ついて、わが黨は出先機關の存置に反
對してまいつたのであります、諸般
般の情勢よりいたしまして、暫定的に
それを認めるといふことにまづつてそ
のことを懇談會で申し上げました。た
だ細目について申し上げなかつたこと
が誤解の點であらうと思ひます。その
根幹の出先機關の問題については、諸般
の情勢からして暫定的に存置すること
に賛成したのであります、細目に
ついてはその席上では申し上げなかつ
たのが誤解のもとだと思ひます。そ
れから細目の點で小委員會で一致を見
なかつた點は、先ほど高瀬小委員から
もお話があつたように、輕車輛のうち
貨物輕車輛の權限を運輸大臣が知事に
委任するといふ點であります、これ
は道路事業法の中には、御承知のよう
に旅客輕車輛と貨物輕車輛と二つあり
ますものを、旅客輕車輛のみをわけて
知事に委任し、貨物輕車輛を分離し
て、しかも各縣にある自動車事務所で
はなく、自動車監督事務所長にこれ
を委任するということになると、鐵道
局單位にある六縣なり、七縣なりを受
けもつところの地方自動車監督事務所
長が、各縣内のさうなこまかい貨物

輕車輛まで限が行き届かないのは當然
でありまして、しかも旅客輕車輛と二
つわけるといふことは三元的になる。
知事には旅客輕車輛だけやらせる。貨
物輕車輛はつと離れた他縣におる監
督事務所長がこれをやるといふこと
は、どうも行政上うまくない。かやう
な點からさうしたのであります。
なお地方分權的な老え方からすれば、
この自動車の方の關係も、むしろこれ
は地方知事に委任した方がよいとい
うのがわれ／＼の老えであります、こ
れはもうこの前の委員會で再三申し上
げましたから、ここでは申し上げませ
ん。要するに委任事項といふことは、
結局運輸大臣の權限を委任するのであ
りまして、決して運輸大臣の權限を分
與するのじやない。委任事項と分與事
項は違ふのであります、従つて委任
された知事といふものには、その反對
に義務が生ずる。委任された以上は、
中央に連絡をとつて、その縣内の運輸
行政をうまくやらなければならぬので
あります。従つて中央との連絡を知事
がつけるということも老えられます。
縣内においても、いづれ地方制度は政
正になりまして、市町村長の權限が非
常に大きくなります。これだつて同じ
ことでありまして、市町村長と知事と
が別々に離れ／＼になつては——市町
村長はその市町村制だけを獨立してや
つていけるものでなくて、やはり縣知
事と連絡をとらなければならぬ部面も
起きてくるのであります。委任事項と
同じものはやはり大小の差こそあれ、
同じものじやないか、私はさうに老
えておられます。さらに自動車のごとく
他府縣にまたがるものと違ひまして、
輕車輛については馬車、牛車でござい

ますので、他府縣にまたがることもほ
んどありませんし、また牛、馬に對
する飼料の面からいつても、さうい
飼料の關係は、その縣内に産する飼料
ということもにらみ合わせてみなければ
ならぬので、これは知事がめんどう
を見る方が圓滑にいくのではないかと
も、その縣内で牛馬車に對する飼料が
足りないといふ場合には、農林大臣に
折衝してその縣の輕車輛、牛馬車の飼
料をよければさういふこともできる
のであります、さういふ點から、必
ずしも運輸省直轄の、しかもその當該
の縣より遠く離れたところの地方自動
車監督事務所長が、この權限をもたな
ければならぬという理由はないと私は
思ふのであります。かやうな觀點から
旅客輕車輛ばかりでなく、貨物輕車輛
も知事に委任した方が運輸行政上ま
くいくのではないかと。これは從來もや
つておつたことでありまして、何らこ
こに支障がないのでありますから、そ
の點がよいと思ひまして、小委員會に
おいては主張してまいつた次第でござ
います。一應小委員會がまとまらな
かつた點について、さういふ點を主張し
たこともありますので、ここにその事
情を申し上げておきます。

○小笠原委員 たゞいまの原君の御意
見だと、せんだつてのお打合せと大分
距離があつて、その細部の點に對し申
し述べない點が誤解のもとであるとい
うような御意見とあります、ただ
輕車輛を縣に委任するかどうかとい
點に對する内容については、われ／＼
大いに議論があります。けれども、さ
うはさういふ議論をする委員會では
なく、委員長の中間報告だけでありま
すが、しかしただ私の不思議に思ふこ

とは、あなたの方方は民主黨としてま
とまつたのか、まともでないのかとい
うことさえ伺えないのであります。原
君の御意見は、民主黨代表として、輕
車輦は絕對に知事に委任しなければな
らぬ、出先機關ではいかん、こういう
ことにまともな御意見であり
ますか、そこを明確にしなければいい
のであります。ここでは議論をする場合
ではないと考へておられます。

○正木委員長 なお委員長からも御注
意申し上げますが、當委員會は小委員
會の小委員長の審議経過の報告を承つ
たということなのであります、その
點をお合みおきを願ひたいと思いま
す。

○高瀬委員 私の意見といたしまして
は、一の問題について小委員會として
根本的に意見がまとまつておつたと思
つておりました。第四條に關する限り
は意見がまとまつておつたと了解して
おりましたが、その後原君から御意見
があり、ただいまの御意見によつても
わかりますように、小委員長として
この問題を取扱ふにはなほだ困つて
おる次第であります。従つて公式の會
議をこつてやめまして、非公式にこの
問題について意見の交換をする機会を
しばしもたしていただけたらどうか。
かよらと思ひますがいかがございま
すか。

○小笠原委員 高瀬さんに御相談申し
上げますが、ただいまの原君の御意見
は民主黨の代表的なまともな意見
か、個人の御意見か、それをまともな
れば論議が進められない。こうなつた
以上は、公式の席でそこをまとも
○原(彪)委員 これはわが黨のまとも

つた意見でございます。

○小笠原委員 それでは民主黨の方々
にお伺いいたしますが、あなたの方大臣
を出しておられる與黨の方々は、しか
も政府を代表して政務次官まで中には
いつて、あそこまで話が進んで、おそ
らく田中政務次官といえども、また政
府の各員といえども、あの際はまとも
つた強い御意見もあつたが、あなたも
出ておつて、ここではやむを得ぬから
附帯決議ということになつた。私も長
い間この委員會の方には體驗を積んで
おる。ああいうところまで行けば、ま
とまつたときの自分のように私は考へ
ておるのであります。しかも全然反對
だと言ふ。しかもあなたの方の民主黨
の大臣の出したところの原案に對して
反對的な御意見が今あるようでは、實
際小委員會に委任されてまともな問題
としては——しかも當委員會において
その點はしばし論議せられて、佐伯
君なんかもその點については非常に猛
烈な強い御意見もあつて、それらをと
りまともな結果、小委員會に委任され
て、そのどたんばに來てまた自分の與
黨内において相反する意見が出たりい
たしませれば——これはあなたの方の
出身の政務次官なり、政府を代表して
おる者の御同意がございましたか。御同
意がなければ、黨議としてきめること
は政府を信任しないという大きな政治
問題になると私は考へるのでありま
す。大臣とお打合せになつて、そこに
御同意をなまつた關係があるのであり
ますか。その點もよく承つてみたいと
思ひます。

○正木委員長 いかがでしよう。委員
の諸君にお諮りいたしますが、委員長

からしばし申しておるうちに、本日
は小委員會の委員長の報告を當委員會
として承つておくということなのであ
りますから、小委員會にお任せをいた
しました件については、小委員會とし
て細部の態度を御決定の上、あらた
めて當委員會に御報告を願う。かよう
にして本日はこの委員會を一應閉じ
て、先ほど審議前にお諮りいたしました
ように請願の取扱方についても委員
會としての打合せをいたしたいと思ひ
ますから、この程度で散會したいと思
ひますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○正木委員長 それでは本日はこの程
度で散會します。
午後二時四十三分散會

〔參照〕
地方鐵道法の一部改正する法律
案(内閣提出)に關する報告書
一、議案の要旨及び目的
本法案は、昭和二年逓信省令第
三十六號索道事業規則が昭和二十
二年法律第七十二號の規定によつ
て、本年十二月三十一日を以て失
效するので、地方鐵道法の一部を
改正して索道に關する規定を命令
を以て定めるとし、これに法
的根據を與えんとするものであ
り、併せて新憲法施行に伴つて、
當然效力を失つた地方鐵道の軍供
用義務に關する規定を削除せんと
するものである。

二、議案可決の理由
索道事業の公正性に鑑み、公共
の福祉の確保、危険防止の觀點か
ら、地方鐵道法の全面的改正に至
るまでの暫定措置として、必要且
つ止むを得ないものと認め、これ

を可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十二年十一月六日

運輸及び交 正木 清
通委員長
衆議院議長 松岡駒吉殿